

てらばやし としゆき
寺林 俊幸 議員

十勝圏消防広域化によって 町民の安全を維持できるのか

消防組織法が一部改正になり、国が推進する施策、消防の広域化、消防無線のデジタル化、指令業務の共同運用などの項目が出され、十勝管内19市町村でも共同運用を含めた広域化に向け議論され、今回の定例議会において十勝複合事務組合理約変更、消防事務組合に係る解散議決の提案がスケジュールに組み込まれていたが、市町村長会議において提案見送りが決定された。

いまだ住民に対しての説明が十分でない中、結論を急ぐようなことでは、住民の生命、財産を守る消防体制はできえないと考え、以下について伺う。

- ①広域化に伴う財政負担について。
- ②広域化後の消防力について。
- ③消防の広域化の進め方について。
- ④広域化後の消防団の位置づけについて。



幕別消防署通信指令室

町長 ①広域化後の常備消防に要する経費のうち、投資的経費を除く費用は、人口、面積等を反映した消防財政の統一の基準である普通交付税の「基準財政需要額割」と各市町村独自に基準財政需要額を上回る経費を支出してきた実態を反映させた「消防需要割」の二つの算定により負担する方法を検討するとしているが、現在自賄い方式の解消に向けた協議をしているため、広域化後の財政負担については、前提となる条件が確認された後に示したい。

②現行の施設、車両、出動態勢を維持する水準を設定し、消防力の低下には繋がらないと考えている。広域化後は、消防・救急活動の出動範囲は市町村の垣根を越えて災害現場から最も近い署所が対応するなど、弾力的な出動態勢を構築することにより、住民サービスは向上すると期待している。

③一体的な広域化の実現によって、住民サービスの向上、消防体制の効率化、消防体制の基盤の強化を実現し、より少ない経費でより大きな効果を上げることが可能になるものと認識している。

現行の「自賄い方式」の解消に向けた協議で、共通の認識の形成

には至らなかった現状にある中、アナログ方式消防救急無線の使用期限があることから、広域化の検討とは切り離して、消防救急無線のデジタル化の検討を先行して進めているところである。

④広域化後においても消防団活動の重要性に変わりはなく、大規模災害時における住民の避難誘導、水防活動などに関する活動については、市町村長の実働部隊として常備消防との関係では、火災防御や救助活動、火災予防等の活動については消防長、署長の管理により、従前同様の円滑な連携が図られるよう取り組んでいかなければならないと考えている。

再質問 広域化に向け平成23年度のスケジュールとして住民意見の集約が予定されていたわけだが、実施し経過と今後の取り組みについて町の考えを伺う。

答 広域化の進め方に関しては自賄い方式が問題になり進んでいない状況になったことから、住民への説明だとか、それからこの広域計画の案そのものを住民に対して示すことがまだできる状態ではないということから説明会等を行っている。